

事後審査型条件付一般競争入札（電子入札）の実施について（公告）

生駒市において発注する下記の業務については、事後審査型条件付一般競争入札に付することとしたので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

平成25年8月1日

生駒市長 山下 真

記

入札公告第25-79号

第1 入札に付する事項

- (1) 契約件名 鹿ノ台中学校スーパーエコスクール実証事業及び老朽改修設計業務
- (2) 場 所 生駒市鹿ノ台南2丁目地内
- (3) 契約工期 契約日から平成26年3月28日まで
- (4) 業 種 **建築設計業務（建築設計A級 又は 建築設計B級 県内本店・支店）**
- (5) 業務概要 別紙設計図書等による
- (6) 予定価格 21,330,750 円（税込）
- (7) 設計金額 21,330,750 円（税込）
- (8) 最低制限価格 設定なし
- (9) 入札保証金 免除

第2 入札に参加するために必要な資格

生駒市に平成25年度有効な一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）を提出し、電子入札システムへの利用者登録が完了している者で、公告日現在から入札（開札）日まで、生駒市建設工事入札等心得書に示す入札参加資格（入札参加停止を受けていないこと等）のほか次に示す条件をすべて満たすものとします。

- (1) 平成25年度測量・建設コンサルタント等業者ランク別一覧表に**建築設計A級又はB級**で登録のある者。ただし、**B級においては、奈良県内に主たる営業所若しくは従たる営業所**（主たる営業所から当市との業務契約について、一切の権限を委任されている営業所）を有する者で、かつ、奈良県知事の建築士事務所の登録を受けている者
- (2) 生駒市に**過去1ヵ年以上**一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出している者
- (3) 公告日から過去10年間において、元請として国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人の発注する建築設計業務で**¥10,665,375（本業務の予定価格の1/2）以上の施工実績（契約1件あたりの額）**を有する者
- (4) **管理技術者**として、一級建築士（入札者との雇用関係を証明できるものに限る）を配置できる者

第3 設計図書等の閲覧

契約の条件を示す設計図書等を、公告の日から次のとおり生駒市役所3階市政情報コーナーで閲覧に供します。

※設計図書等は生駒市公式ホームページからもダウンロードできます。（閲覧用パスワード=5310）

閲覧日時 平成25年8月1日（木）～入札（開札）日の前日（本市の休日を除く。）午前8時30分～午後5時15分

閲覧場所 生駒市役所3階市政情報コーナー

第4 質問回答に関する事項

質問の日時・方法 契約主要事項説明書をご覧ください。

※注意事項 『質問書』を使用してください。（生駒市公式ホームページからダウンロードしてください。）

<http://www.city.ikoma.lg.jp/kashitsu/02110/03/documents/0202.pdf>

質問する際、契約主要事項説明書に記載する**質問番号を必ず記載すること。**

※指定する日時、方法以外の質問書には回答は行いません。

回答の日時・方法 契約主要事項説明書をご覧ください。生駒市役所3階市政情報コーナー及び生駒市公式ホームページにて質問内容とともに閲覧に供します。

第5 入札書の提出方法

入札者は、次に示す期間内に、**積算内訳書及び事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書**に必要事項を記入し添付の上、電子入札システム上で入札書を提出してください。

入札書に添付する書面（各種様式は生駒市公式ホームページからダウンロードしてください。）

(1) 積算内訳書

<http://www.city.ikoma.lg.jp/kashitsu/02110/04/documents/0510.xls>

※積算内訳書の「業務価格（消費税及び地方消費税を除く金額）」欄に記載されている金額と入札金額に相違がある入札書は無効となります。

(2) 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）（※平成25年7月1日改正）

<http://www.city.ikoma.lg.jp/kashitsu/02110/04/documents/0514.doc>

※第2(3)の実績は、必ず記載してください（必要な事項が確認できない場合は、入札書は無効とします）。

※指定した方法以外の提出や必要な書類が添付されていない入札書は無効となります。

（その他無効となる入札書は、生駒市建設工事等事後審査型条件付一般競争入札実施要領、生駒市電子入札運用基準及び生駒市建設工事入札等心得書をご覧ください。）

入札書等の電子入札システムへの到達日時（※ただし、電子入札システム稼働時間内に限る）

平成25年8月1日（木）午前9時00分～平成25年8月21日（水）午後5時15分

第6 入札（開札）の日時、場所、傍聴方法及び落札候補者に提出を求める書類

入札（開札）日時 平成25年8月22日（木）午後2時00分

※同日同時刻の開札となった案件に対し入札公告番号順に順次開札を行います。

入札（開札）場所 生駒市役所 3階302会議室（入札室）

(1) 落札候補者の決定方法は「生駒市電子入札運用基準」及び「生駒市建設工事等事後審査型条件付一般競争入札実施要領」に従います。

(2) 開札の傍聴を希望される方は、「生駒市建設工事等入札傍聴実施要領」の規定に基づき、開札日の午前9時から午後1時までの間に生駒市役所3階契約検査課契約係の窓口で申し込みをしてください。

なお、傍聴は申込み先着順とし、入札（開札）日につき定員（10名）になり次第締め切ります。

また、入札者（代表者）が傍聴の申込みをした場合、開札立会人を依頼する場合があります。

(3) 落札候補者は、**落札候補者の決定**（開札日又は同額の場合くじを行った日）の翌日（休日は除く）の午後5時15分までに、次の書類を契約検査課に持参してください。

（※ 落札候補者には電子入札システムを通じて通知します。（電話連絡はしませんのでご注意ください。））

（※ 正当な理由なく事後審査に係る書類の提出がない場合、入札参加停止措置の対象となることがありますので十分ご注意ください。）

①事後審査に係る関係書類提出書（様式第2号）

<http://www.city.ikoma.lg.jp/kashitsu/02110/03/documents/020004.pdf>

②施工実績に関する契約書の写し又は業務概要が記載された業務施工証明書等

③B級にあつては、建築士事務所の登録において、奈良県内に主たる営業所若しくは従たる営業所（主たる営業所から本市との契約について、一切の権限を委任されている営業所）を登録していることを証する書類（写し）

④管理技術者の資格を証する書類（証明書等の写し）

⑤管理技術者と落札候補者の雇用関係を示す書類（技術者が代表者以外の場合）

次に掲げる書類のうち落札候補者との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもののいずれか

ア「健康保険被保険者証」の写し ※市町村の国民健康保険被保険者証は不可

イ「雇用保険被保険者証（又は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書）」の写し

ウ「住民税特別徴収税額の通知書（又は、住民税特別徴収税額の変更通知書）」の写し

※市区町村が作成する「特別徴収義務者用」で最新年度のもの

エ「所得税の確定申告書」の写し（最新のもの）

オ「源泉徴収票」の写し（最新のもの）

第7 その他

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

(1) 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する

者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。)において、生駒市が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を生駒市に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

この公告に定めのない事項は、『生駒市建設工事等事後審査型条件付一般競争入札実施要領』及び『生駒市建設工事入札等心得書(第18条から第23条は除く。)]に従います。

問合せ先: 生駒市役所契約検査課契約係 0743-74-1111 (内線505) 生駒市公式ホームページアドレス <http://www.city.ikoma.lg.jp/>